

宇都宮地方裁判所栃木支部 御中

氏名	
住 所	〒

要 請 書

宇都宮地裁栃木支部平成20年(ヨ)第24号「解雇予告効力停止及び賃金仮払い仮処分申立事件」は、大手自動車メーカーであるいすゞ自動車株式会社が、期間社員らへの解雇予告の効力停止と賃金仮払いを求めた事件です。

申立人らは、いすゞ自動車と2009年4月7日までを期間として雇用契約を結んでおり、今回の解雇予告は契約期間中の解雇にあたります。契約期間中の解雇は、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」(労働契約法17条)とあるように、いわゆる無期契約での整理解雇にもまして厳格な法的規制が課せられています。いすゞ自動車は、2009年3月決算において600億円の連結経常利益を見込んでおり、到底、人員削減をしなければならないような経営状況にはまったくありません。

申立人らは、「請負」「派遣」「期間社員」と呼ばれ方は変わりながらも、3年、5年といすゞ自動車働き続けてきました。「派遣は期間社員にする」とか「社員登用制度」に期待し、正社員になれる日を心待ちにしながら、がんばってきました。

申立人らは、年収300万円あまりの収入で暮らしており、貯蓄もまったくない状況で、年末の寒空に職場と寮を放り出されると生きていくことすらできません。また、申立人のなかには会社の寮に住んでいる者もいます。解雇されると会社の寮を追い出されることにもなり、職と同時に住居も一気に失うこととなります。

いま、アメリカ発の金融危機、景気悪化のもと、多くの大企業で、期間社員、派遣社員が解雇や雇い止めにあっており、雇用問題が大きな社会問題となっています。こうしたなか、本件の動向は、全国的な注目をあびています。

つきましては、一日も早く公正な決定を下していただくようつよく要請いたします。

以上